四　事案の要旨
　1　一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）
　2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び京葉瓦斯株式会社（千葉県市川市市川南二丁目八番八号）において閲覧に供する。
五　その他
　1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載したて関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「京葉瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年九月八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
　なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「京葉瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年九月八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
　なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
　3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）
　　（郵便番号）
　　住　所
　　（電話番号）
　　職　業

京葉瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
　1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
　2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
　3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

証 票 無 効

1　審査官証
平成25年12月19日交付第43号
公正取引委員会事務総局　内閣府事務官　森田　陽　名義分
平成26年６月26日　亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 26 年８月 11 日　公正取引委員会

有権者申出方

元当局所属公証人小柳稔の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。
平成 26 年８月 11 日　盛岡地方法務局

公 示 送 達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成 26 年８月 11 日　検事総長　大野恒太郎
1　送達を受けるべき者の住所及び氏名
京都府京都市伏見区石田森南町34番16―702号
審査請求人　瀧川　　勉
2　公示事項
審査請求人から平成25年４月12日付けでなされた審査請求に対する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号最高検察庁総務部企画調査課で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成26年３月28日

職員の免職処分

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部
国土交通事務官　鈴木　里佳
国家公務員法第78条第３号により免職する。
平成 26 年８月４日
北海道開発局長　岡部　和憲

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１４４１号
京都市中京区東洞院通竹屋町下ル　竹屋町法曹ビル５階
申立人　河野　　勉
本籍大阪市西区千代崎３丁目15番地３、最後の住所京都府長岡京市今里５丁目１番１号
西山病院、死亡の場所京都府長岡京市、死亡年月日平成26年２月27日、出生の場所大阪市港区、出生年月日昭和３年５月９日、職業不詳
被相続人　亡　黒川美智子
事務所京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町263　京榮烏丸ビル６階　新保法律事務所
相続財産管理人　弁護士　新保　英毅
京都家庭裁判所

平成２６年（家）第７０３２７号
大阪府吹田市岸部北５丁目３番12―508号
申立人　前田　宣子
本籍大阪府吹田市佐井寺２丁目4064番地、最後の住所大阪府豊中市上新田３丁目10番36号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日平成25年12月13日、出生の場所大阪府大阪市東区、出生年月日昭和２年１月15日、職業不詳
被相続人　亡　濱　　春江
事務所大阪市北区南森町２丁目１番29号　三井住友銀行南森町ビル３階
相続財産管理人　弁護士　細見　文博
大阪家庭裁判所

平成２６年（家）第４３９号
鳥取県鳥取市倭文216番地
申立人　髙田昌史之
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所鳥取県倉吉市、死亡年月日平成25年12月２日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和31年３月24日、職業無職
被相続人　亡　髙田　幹雄
事務所鳥取県鳥取市西町１丁目210番地　東邦ビル４階
相続財産管理人　弁護士　吉田　　渉
鳥取家庭裁判所

平成２６年（家）第３０１３４号
広島市安佐南区相田３丁目３番２号
申立人　堂河内正子
本籍広島市安佐南区相田３丁目425番地12、最後の住所広島市安佐南区相田３丁目３番３号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成25年10月28日、出生の場所広島市、出生年月日昭和40年８月13日、職業タクシー運転手
被相続人　亡　河本　真吾
事務所広島市中区紙屋町２丁目２番８号
相続財産管理人　山田さをり
広島家庭裁判所

平成２６年（家）第３４１号
山口県山口市朝田928番地１
申立人　株式会社大隅
本籍山口県下松市大字瀬戸750番地、最後の住所山口県周南市大字徳山8405番地　きさんの里、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日平成25年12月31日、出生の場所山口県都濃郡夜市村、出生年月日昭和４年８月18日、職業無職
被相続人　亡　黒瀬キミ子
事務所山口県周南市毛利町１丁目５番地の２松秀ビル４階
相続財産管理人　弁護士　石原詠美子
山口家庭裁判所周南支部